

介護サービスの利用者負担

自己負担は次のとおりサービス費用の1～3割です。
施設サービスの場合は、居住費・食事代などは別途自己負担となります。

負担割合	所得基準
3割	合計所得が220万円以上であり (単身世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 340万円以上 (夫婦世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 463万円以上
2割	合計所得が160万円以上であり (単身世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 280万円以上 (夫婦世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 346万円以上
1割	上記に当てはまらない人

※合計所得金額＝給与収入や事業収入などから給与所得控除や必要経費を控除した金額

※3割負担は、平成30年8月から適用となります。

※第1号被保険者は上記の所得基準により負担割合が決定されますが、第2号被保険者は上記所得基準に関わらず、1割負担となります。

介護保険で 利用できる額の 上限

在宅サービス

要介護状態の区分（要支援1～2、要介護1～5）に応じて1ヶ月当たり
に支給する上限（支給限度額）が決められています。

上限を超えた利用額は、全額自己負担となります。

区分	支給限度額	短期入所サービス 利用限度日数（最大）
要支援1	5万0030円	7日
要支援2	10万4730円	13日
要介護1	16万6920円	20日
要介護2	19万6160円	22日
要介護3	26万9310円	28日
要介護4	30万8060円	30日
要介護5	36万0650円	30日

※利用日数については施設によって異なりますので、およその目安です。

- ◆福祉用具購入費の支給 1年間 10万円まで
- ◆住宅改修費の支給 原則として 20万円まで

利用者負担が高額になったとき

高額介護サービス

同じ月に利用した利用者負担額の合計額が一定額を超え高額となった場合は、一定額を超えた分が高額介護サービス費として、後から払い戻されます。

同じ世帯内に複数の利用者がある場合は、それを合算します。

◆自己負担合計額（世帯合計） 月額

- 現役並み所得者が同一世帯にいる方 4万4,400円
（課税所得が145万以上の65歳以上の方が世帯にあり、同世帯の65歳以上の方の収入合計が520万円以上（単身世帯は383万円以上）が対象）
- 上記以外の市民税世帯課税者の方（同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担が1割）
※4万4,400円（別に年間の上限額、446,400円が適用）
- 市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 2万4,600円
- 市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 1万5,000円

高額医療合算介護サービス

医療費が高額となった世帯に、介護保険の利用者がいて、医療費と介護サービス費の両方の自己負担額が高額になった場合は、決められた限度額の越えた分が後から払い戻されます。

同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

医療と介護の自己負担額合算後の限度額（年額）

所得要件（課税所得額）	70歳未満	70歳以上(注1) (平成30年7月まで)	70歳以上(注1) (平成30年8月から)
690万円以上	212万円		212万円
380万円以上～690万円未満	141万円	67万円	141万円
145万円以上～380万円未満	67万円		67万円
145万円未満	60万円	56万円	56万円
市区町村民税非課税世帯	34万円	31万円	31万円
市区町村民税非課税世帯で年金収入のみの場合80万円以下		19万円 (注2)	19万円 (注2)

(注1) 70歳以上の方で、対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合は、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

(注2) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

※高額介護サービス、高額医療合算介護サービスいずれも、対象となった方には市役所担当から申請について、ご案内いたします。詳しくは、市役所介護保険担当窓口にご相談ください。